

(様式第5号の2)

緊急の修理（修理前・修理後）の施工写真

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから
施工業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明
が必要になります。）

施工前	施工後

施工前	施工後

施工前	施工後

※施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度
の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。

なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の
理由は証明とは見なさないので、留意すること。

写真を撮影していない場合の取扱い

令和 年 月 日

「緊急の修理」証拠写真代替資料

焼津市長 様

施工業者名	〇〇〇工務店
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇
電話	***-****-****
メール	*****@****. co. jp

災害名	令和 7 年台風第 15 号
自治体名	静岡県〇〇〇市（町）
修理物件	〇〇 〇〇邸（住所： ）
実施日	令和〇年〇〇月〇〇日
修理金額	円（自己負担分 円）

（被災者氏名）邸の緊急の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、ブルーシート展張前、ブルーシート展張施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

記

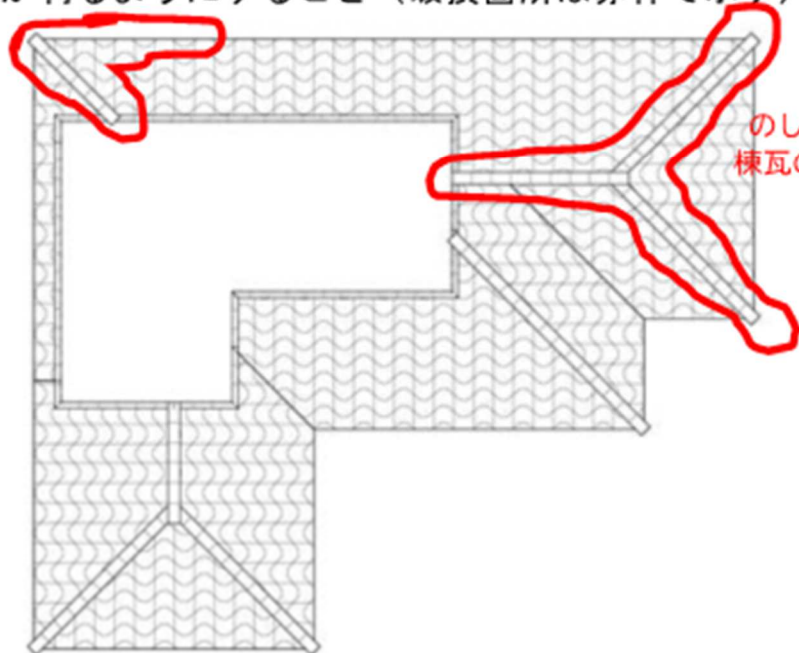
・
・
・
・

【施工前の被災状況】

〇〇 〇〇邸図面（1階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）

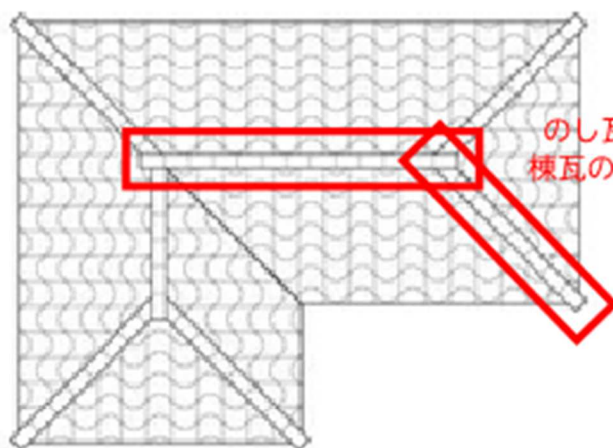
のし瓦と
棟瓦のズレ
軒先瓦の脱
落



のし瓦と
棟瓦のズレ

〇〇 〇〇邸図面（2階）

※損傷箇所が判るようにすること



のし瓦と
棟瓦のズレ

上記屋根にブルーシートを展張したことを証する。

令和 年 月 日